

通達甲（防．防．防）第 30 号
昭和 36 年 12 月 20 日
存 続 期 間

各 部長、参事官 殿
所属長

防犯部長
総務部長
警務部長
警備部長
刑事部長

警視庁警察署防犯活動要綱の制定について

〔沿革〕 昭和 38 年 1 月 通達甲（防．防．防）第 1 号
39 年 12 月 同第 7 号
40 年 12 月 同（防．防．防 1）第 11 号
41 年 12 月 同第 11 号
46 年 12 月 同第 6 号
47 年 4 月 同（副監．総．企．調）第 4 号
57 年 3 月 同（刑．3．2）第 3 号
平成 5 年 3 月 同（副監．総．企．組）第 8 号、11 月同（副監．総．企．文）
第 14 号
6 年 11 月 同（副監．地．総．企）第 20 号
7 年 1 月 同（副監．総．企．組）第 2 号
9 年 10 月 同（副監．刑．総．指）第 19 号
12 年 2 月 同（副監．総．企．組）第 1 号、3 月同（副監．生．総．企）
第 6 号、8 月同（副監．総．企．調）第 14 号
14 年 7 月 同（副監．生．総．対 1）第 18 号
15 年 4 月 同（副監．総．企．組）第 14 号
16 年 2 月 同（副監．刑．3．2）第 1 号
27 年 3 月 同（副監．警．人 1．庶）第 8 号改正

このたび警察で行なう防犯活動を効果的に運営するため、別添のとおり、警視庁警察署防犯活動要綱を制定し、昭和 37 年 1 月 1 日から実施することにしたから、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

命によつて通達する。

おつて、次の通達は廃止する。

1 防犯活動指針の改正について（昭和 26 年 5 月 10 日例規（防犯）第 355 号）

- 2 防犯情報執務要綱制定について（昭和 27 年 7 月 30 日例規（防犯）第 512 号）
- 3 防犯協会等の運営について（昭和 27 年 8 月 1 日例規（防犯）第 529 号）
- 4 浮浪者の実態調査について（昭和 30 年 2 月 4 日命令甲（防犯）第 8 号）
- 5 自動車防犯連絡灯設置基準について（昭和 31 年 7 月 24 日命令甲（防犯）第 10 号）
- 6 留守宅防犯連絡の運用について（昭和 32 年 7 月 25 日通達甲（防防防）第 14 号）
- 7 営業用自動車をめぐる犯罪の防止について（昭和 32 年 7 月 31 日通達甲（防防防）第 15 号）
- 8 性的犯罪の予防取締りに関して（昭和 34 年 2 月 24 日通達甲（防防防）第 6 号）

記

第 1 制定の主旨

従来、警察署で行なっていた防犯活動は、「防犯活動指針の改正について（昭和 26 年 5 月 10 日例規（防犯）第 355 号）」およびその他の関係通達によつて実施してきたところであるが、最近における犯罪のすう勢および社会情勢等にてらし実情にそわな
い面が生じたので、従来のこれらの通達等を整理統合してこれを実情にそうよう改め、
効果的な防犯活動をいつそう活性化して、犯罪防止の適正を期することを目的として
制定したものである。

第 2 改正の要点

- 1 従来の通達等を統合し、防犯活動の全般的な指針として体系づけたこと。
- 2 防犯活動の意義を定義づけ、その目標を明らかにしたこと。
- 3 防犯活動における警察官の任務を明確にしたこと。
- 4 署長および監督員の任務を明確にしたこと。
- 5 新たに実態調査の事項を定め、防犯活動上の資料として活用するようにしたこと。
- 6 防犯連絡の項目を新たに定め、その実施方策を明確化したこと。
- 7 防犯施設の項目を新たに定め、その整備促進を明確にしたこと。
- 8 従来、通達ごとに定められていた報告事項を、この要綱に一本化したこと。

第 3 運営上の留意事項

この要綱は、あくまで統一的な基準を定めたものであつて、警察署で行なう防犯活
動を限定するものではないから、その目的を達成するため、常に創意とくふうをはら
い、たえず社会情勢や地域の特性に適合する効果的な防犯活動を、積極的に推進する
ようにすること。

別添

警視庁警察署防犯活動要綱

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 幹部の任務（第4条・第5条）
- 第3章 防犯資料（第6条—第10条）
- 第4章 実態調査（第11条—第15条）
- 第5章 現場防犯（第16条—第20条）
- 第6章 防犯診断（第21条—第26条）
- 第7章 防犯連絡（第27条—第30条）
- 第8章 防犯広報（第31条—第33条）
- 第9章 防犯施設（第34条—第44条）
- 第10章 関係機関及び団体との提携（第45条・第46条）
- 第11章 報告連絡（第47条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、警視庁で行なう防犯活動の準則を定め犯罪予防措置の適正を図ることを目的とする。

（意義）

第2条 この要綱において「防犯活動」とは、防犯資料の収集、現場防犯、防犯診断、防犯連絡、実態調査、防犯広報その他犯罪の予防を目的として行なう警察活動をいう。

（防犯活動の任務分担）

第3条 警察官は、おおむね次の各号の任務区分にしたがって防犯活動を行なうものとする。

(1) 防犯（防犯少年）係員

- ア 防犯資料の収集整備
- イ 防犯活動の調査企画
- ウ 防犯診断及び現場防犯の実施
- エ 実態調査
- オ 防犯広報の実施
- カ 部外防犯協力団体等との連絡協調
- キ 防犯施設の整備促進
- ク アないしキのほか防犯警察上必要な事項

(2) 地域警察官

- ア 防犯資料の収集報告
- イ 防犯診断及び防犯連絡の実施
- ウ 防犯座談会、研究会等における防犯指導
- エ 部外防犯協力団体等との連絡協調
- オ 防犯施設の整備促進
- カ アないしオのほか受持勤務員として防犯上必要な事項

(3) その他の係員

- ア 現場臨検その他取締り等の機会における被害者及び一般住民に対する防犯指導
- イ 防犯資料の収集報告
- ウ ア及びイのほか防犯上必要な事項

第2章 幹部の任務

(署長の任務)

第4条 署長は、防犯活動を効果的に推進するため、随時管内の実情に即した防犯活動の重点及び実施項目を定め、部下職員に対する指導教養の徹底に努めるほか、関係機関、団体等との緊密な連絡協調を図るものとする。

(幹部の任務)

第5条 幹部は、あらかじめ定められた計画に基づき、署長の指揮のもとに所属職員と一体となり効果的な防犯活動を推進するものとする。

第3章 防犯資料

(防犯資料の意義)

第6条 「防犯資料」とは、防犯活動の基礎資料として収集する各般の資料をいう。

(防犯資料の収集事項)

第7条 防犯資料は、社会情勢その他各種犯罪の状況をもとにして、おおむね次の各号の事項について収集するものとする。

- (1) 犯罪の発生状況及び被害原因
- (2) 犯罪の新手口又は模倣性、発展性のある犯罪の被害状況
- (3) 凶器の入手経路
- (4) 盗品等の処分傾向
- (5) 防犯上の欠陥及び防犯対策
- (6) 犯罪を助長するおそれのある諸事象
- (7) ばく徒、的屋、ぐれん隊その他犯罪を犯すおそれのある者及び団体等の動向
- (8) 犯罪を未然に防止した事例
- (9) 防犯に協力した事例

(10) 前各号のほか防犯活動を推進するうえに参考となる事項

(防犯資料の収集要領)

第 8 条 防犯資料は、おおむね次の各号の要領により収集するものとする。

- (1) 犯罪統計により、犯罪の種別、手口、傾向及び時間、被害者層、被害状況、季節別、地域別、被害原因等の研究につとめること。
- (2) 現場防犯により、犯罪状況、犯罪手口、被害状況、被害地域の環境状況、被害原因、防犯施設の状況等を調査して防犯欠陥の究明につとめること。
- (3) 防犯診断により、住民の意向、防犯関心度、防犯施設の状況等のは握につとめること。
- (4) 防犯連絡により、住民の意向、犯罪の傾向、防犯施策等の究明につとめること。
- (5) 生活安全相談の取扱い事項から、社会悪の状況、犯罪の傾向、防犯施策等の究明に努めること。
- (6) 有識者等から、防犯施策の樹立及びその推進上の問題点等のは握に努めること
- (7) 前各号のほか各種の勤務を通じ、防犯活動推進上必要と認められる事項を収集すること。

(防犯資料収集上の留意事項)

第 9 条 防犯資料の収集にあたっては、おおむね次の各号の事項に留意しなければならない。

- (1) 犯罪のすう勢、管内の多発犯罪の状況等をは握し、正確な資料の収集につとめること。
- (2) 熱意とおう盛な責任感をもって、迅速適確を期すること。
- (3) 職務上、知り得た個人的な秘密事項は、みだりに他人に漏らさないようにすること。
- (4) 言語、態度に留意し、積極的に住民の協力を得るように留意すること。

(防犯資料の整備活用)

第 10 条 収集した資料は、種別ごとに整備し、防犯活動の基礎資料として活用するほか、職員の教養資料として、効果的に活用するものとする。

第 4 章 実態調査

(実態調査の意義)

第 11 条 「実態調査」とは、防犯活動の基礎資料を得るため、主として事物及び地理的環境等について、防犯的にその実態を調査することをいう。

(実態調査の対象)

第 12 条 防犯対策推進上、必要と認められるスラム街、盛り場、公園、緑地、河原、墓地、団地、アパート、ビルディング、飲食店街等については、その実態を調

査し防犯活動の基礎資料として活用するものとする。

(調査事項)

第 13 条 実態調査は、おおむね次の各号の事項について調査するものとする。

- (1) スラム街については、その集団場所の名称、面積、小屋数、世帯人員年齢層、生業、地域環境、犯罪発生状況その他防犯対策上必要と認められる事項
- (2) 公園、緑地、河原、墓地等については、場所、名称、面積、管理者、利用者の状況、犯罪発生状況、防犯施設その他防犯上必要と認められる事項
- (3) 団地、アパート、ビルディング等については、場所、名称、管理者又は所有者、居住世帯、居住者層、地域環境、防犯施設、管理体制及び防犯協力体制の状況その他防犯対策上必要と認められる事項
- (4) 盛り場、飲食店、旅館街等については、場所、名称、地域環境、犯罪発生状況その他防犯上必要と認められる事項

(実態調査上の留意事項)

第 14 条 実態調査にあつては、おおむね次の各号の事項に留意しなければならない。

- (1) 具体的な計画のもとに行ない、調査内容の適確を期すること。
- (2) 言動に留意し、関係向きの積極的な協力のもとに行なうようにすること。

(実態調査資料の活用)

第 15 条 実態調査で得た資料は、その内容を具体的に検討し、種別ごとに整備して、防犯活動の基礎資料として活用するものとする。

- 2 第 13 条第 3 号の団地は様式第 1、アパートは様式第 2、ビルディングは様式第 3 により、それぞれの資料を整備し、防犯対策の樹立に活用するものとする。

第 5 章 現場防犯

(現場防犯の意義)

第 16 条 現場防犯とは、犯罪現場において防犯欠陥の調査その他の防犯資料の収集を行なうとともに、これに基づき、被害者又は被害現場周辺の住民に対する防犯指導にあたる防犯活動をいう。

(現場防犯の実施対象)

第 17 条 現場防犯は、おおむね次の各号の対象について実施するものとする。

- (1) 凶悪犯のうち、放火、強盗、強かん（強かん殺人を含む。）。ただし、予備を除く。
- (2) 侵入盗犯。ただし、次に掲げる場所以外のものについては、被害額 10 万円以上のものとする。
 - ア 団地
 - イ ビルディング

ウ 銀行、信用金庫、郵便局等の金融機関

エ 外国公館並びにその公邸及び私邸

(3) 特異対象事犯

次に掲げる場所における殺人、傷害及び恐かつ

ア 多数の観客がい集する劇場、映画館、体育館、競技場、動物園等

イ 多数の公衆が利用するホテル、デパート、スーパーマーケット、公園、駅構内、列（電）車内等

ウ 団地、アパート、マンション、コーポ等の中・高層の共同住宅

(4) 自動車盗（車庫又は有料駐車場において発生したもの。）

(5) その他社会的に影響があると認められる特異事犯

(現場防犯における調査事項)

第 18 条 現場防犯の実施にあたっては、おおむね次の各号の事項について調査するものとする。

(1) 犯罪の発生原因、手口、被害状況及び被害認識の度合い

(2) 防犯上の欠陥

(3) 地域的環境及び犯人の逃走経路

(4) 平素における被害者の防犯的措置状況

(5) 前各号のほか防犯上参考となる事項

(現場防犯実施上の留意事項)

第 19 条 現場防犯の実施にあたっては、特に次の各号の事項に留意しなければならない。

(1) 捜査活動に支障を及ぼさないようにすること。

(2) 被害者の名誉及び信用を傷つけ、又は感情を害することのないように十分言動に注意すること。

(3) 被害現場は、防犯活動の基礎資料を収集するうえに、きわめて重要な役割りを果たす場所であるので、細心の注意と、ち密な計画のもとに実施すること。

(現場防犯における防犯指導)

第 20 条 現場防犯において収集した資料は、これを十分活用し、被害者及び被害現場周辺の住民に対して、防犯指導にあたるほか、防犯活動推進員その他防犯協力団体員等に協力を得る必要がある事項については、積極的に連絡し、その協力を促進するものとする。

第 6 章 防犯診断

(診断の意義)

第 21 条 「防犯診断」とは、建物その他につき戸締り、施錠、防犯施設の状況等被害防止の措置の適否について見分し、その状況により、住民に対して、防犯指導を行ない、犯罪の事前予防を図る活動をいう。

(防犯診断の実施基準)

第 22 条 防犯診断は、一般住宅、アパート、団地、商店、会社、工場、倉庫その他周囲の環境等から、盗難のおそれがあると認められる建物について実施するものとする。

(防犯診断の本旨)

第 23 条 防犯診断は、住民に強制するものではなく、あくまで住民の理解と協力のもとに行なうものであることに留意し、その実施にあたっては居住者又は管理者の同意を得たうえ行なわなければならない。

(防犯診断実施上の留意事項)

第 24 条 防犯診断の実施にあたっては、特に次の各号の事項に留意しなければならない。

- (1) 言動に十分注意し、相手方の非難をうけることのないようにつとめること。
- (2) 女性のみ世帯、外国公館その他単独で実施することが適切でないと思われる場合には、幹部の指示をうけて、2人以上で行うようにすること。
- (3) 居住者、管理者の承諾又はその求めがなければ、屋内の診断はさけ、承諾があつた場合でも、案内する以外の室内をみだりにのぞき見することのないようにすること。
- (4) 防犯運動その他の機会に際し、防犯協会等と協力して実施するときは、防犯協会員に行き過ぎのないように注意するほか、簡単に、かつ無料で補強工作をほどこす場合であつても、必ず居住者又は管理者の承諾を得たうえ実施すること。
- (5) 防犯診断に際しては、犯罪の発生状況、防犯的環境等についても指導をするとともに、住民が防犯関心を高め、進んで防犯に協力する気運を盛り上げるようにつとめること。
- (6) 犯罪の発生状況、犯罪手口、防犯器具その他防犯指導上、必要な知識と資料をもととして、具体的かつ妥当な防犯診断を実施するほか、住民からの相談事項についても、親切に指導するようにつとめること。

(防犯診断の実施要領)

第 25 条 防犯診断の実施にあたっては、原則として、表見的な診断から逐次内部的診断へと移行し、地理的、環境的状況、家屋周辺の状況、庭内の状況、玄関、勝手口その他の出入り口、窓等の状況、屋内の状況、防犯施設及びその機能の状況等について実施するほか、特に、アパート、団地等においては隣家相互の協力状況を、ビル、事務所、学校、工場等については宿直員又は警備員の夜間における警備状況等について見分するものとする。

(防犯診断実施後の指導)

第 26 条 防犯診断の結果、防犯上の欠陥を発見したときは、建物、建具、防犯施設、周囲の環境等の状況を勘案し、住民が進んで協力するよう適切な指導を行なう

ものとする。

第7章 防犯連絡

(防犯連絡の意義)

第27条 「防犯連絡」とは、巡回連絡又は警らその他の勤務を通じ、住民に対し犯罪の被害防止及び被害時の措置その他防犯上必要と認められる事項について連絡し、各種犯罪の予防を図る活動をいう。

(防犯連絡の対象)

第28条 防犯連絡は、犯罪の被害対象となるおそれのある一般家庭、会社銀行、工場、事業場、商店等に対して行うものとする。この場合、特に女性、老人世帯、近隣と離れている家庭、資産のある単身世帯、長期出張旅行等で主人不在の女性と子供のみ留守家庭その他防犯上特に必要と認められる世帯等及び防犯連絡の依頼を受けた留守宅等に対しては、重点的に行うものとする。

(防犯連絡実施上の留意事項)

第29条 防犯連絡の実施にあたっては、特に次の各号の事項に留意しなければならない。

- (1) 言動に十分留意し、相手方の納得のもとに行なうこと。
- (2) 犯罪の発生状況をよくは握し、実情に即した防犯連絡を行なうこと。
- (3) 留守宅に対する防犯連絡について依頼があつた場合は、交番、駐在所の勤務の状況を説明し、絶えず警戒に当たることは不可能であることを理解させるとともに、戸締り、近隣への依頼その他自主的防犯措置等について指導するほか、勤務の状況を勘案して努めてこれに応ずるようにすること。
- (4) 留守宅に対する防犯連絡は、巡回連絡、警ら時間等の勤務状況を勘案して実施するものとし、警ら方法等を変更する必要がある場合は、幹部の指揮を受けて実施すること。
- (5) 交番又は駐在所において、留守宅に対する防犯連絡の依頼を受けたときは、その住所、氏名、留守時間又は不在期間等を事務引継簿に記載し、勤務員相互の連絡に努めること。

(防犯連絡における指導事項)

第30条 防犯連絡の実施にあたっては、犯罪の発生状況、地理的環境、季節、住民層等を十分勘案し、おおむね次の各号の事項について効果的に指導するものとする。

- (1) 一般家庭に対しては、周囲の状況及び犯罪の発生状況等を勘案し、時宜に適するよう重点的に次の点について連絡指導すること。
 - ア 侵入強窃盗事犯の被害予防心得
 - イ 押売り、悪質なしし舞い等の被害予防心得

- ウ 詐欺事犯の被害予防心得
 - エ すり事犯の被害予防心得
 - オ 屋外強窃盗事犯の被害予防心得
 - カ 性犯罪の被害予防心得
 - キ 自転車盗及び自動車盗の被害予防心得
 - ク アないしキのほか被害時における防犯措置及び防犯上必要な連絡事項
- (2) 会社、事務所等に対しては、侵入強窃盗事犯、自転車盗、自動車盗及び詐欺、恐かつ、脅迫事犯等の予防心得並びに防犯施設の強化策その他防犯上必要な事項について連絡指導すること。
 - (3) アパート、団地等に対しては、一般家庭と同様の事項について、連絡指導に努めるほか、特に近隣との防犯協力体制の強化につき連絡指導につとめること。
 - (4) 金融機関に対しては、侵入強窃盗事犯の被害予防のほか、現送中の被害防止、金銭出納の窓口における被害予防策及び防犯施設の強化策その他防犯上必要と認められる事項について連絡指導すること。
 - (5) 工場、事業場等に対しては、侵入強窃盗事犯の被害予防心得のほか、自動車盗、職場ねらいの被害予防心得及び防犯ベル等防犯施設の強化策その他防犯上必要と認められる事項について連絡指導すること。
 - (6) 学校、病院等に対しては、侵入強窃盗事犯、かつばらい事犯の予防心得その他防犯上必要と認められる事項について連絡指導すること。
 - (7) タクシー営業所の責任者に対しては、自動車運転者の防犯座談会、研究会等を開催して、運転者の防犯関心の高揚と防犯協力体制の強化を図るとともに、自動車防犯連絡燈、間仕切り装置等、防犯施設を整備する等の自動車強盗予防対策その他防犯上必要と認められる事項について連絡指導すること。
 - (8) 自動車運転者に対しては、自動車強盗事犯の被害予防及び自動車を利用する犯罪に対する防犯協力要領その他被害時における防犯措置等について連絡指導すること。
 - (9) 商店に対しては、侵入強窃盗事犯、万引き、自転車盗、自動車盗、詐欺事犯等の被害予防心得及び防犯施設の強化策その他一般家庭に準じた事項を連絡指導すること。
 - (10) 倉庫その他の建物については、その所有者又は管理者に対し、防犯上必要と認められる事項について連絡指導すること。

第8章 防犯広報

(防犯広報の意義)

第31条 「防犯広報」とは、文書、講演会、座談会、映画会、展示会その他マスコミ等により住民に対し、防犯思想の普及徹底を図り、その理解と協力を得るための活動をいう。

(防犯広報の本旨)

第 32 条 防犯広報は、単に知らせるということだけでなく、警察で行なう広報の趣旨を正しく知らせ、かつ、その結果として住民が進んで協力する気運を盛り上げるように行なわなければならない。

(防犯広報の実施要領)

第 33 条 防犯広報は、正しい資料を基礎として、次の各号の事項を十分考慮のうえ、周到な計画のもとに効果的に行なうものとする。

- (1) 直接住民に訴える主題を選定すること。
- (2) 性別、年齢、職業、グループ、環境等により、広報対象を選定すること。
- (3) 媒体の種類、表現及び方法を適確に選定すること。
- (4) 広報の時機と場所を適確に選定すること。

第 9 章 防犯施設

(防犯施設の意義)

第 34 条 「防犯施設」とは、防犯燈、防犯ベル、非常通報装置、自動車防犯連絡燈、自動車間仕切り装置、戸締り用錠その他犯罪の予防を図るため設置される諸施設をいう。

(防犯燈の整備促進)

第 35 条 防犯燈は、夜間犯罪の予防について効果的な施設であることに留意し、道路管理者、防犯協会、町会自治会等、関係機関、団体に勧奨してその増設及び補修その他整備を促進するものとする。

(防犯燈の整備促進要領)

第 36 条 防犯燈の整備拡充を図るにあたっては、おおむね次の各号により行なうものとする。

- (1) 危険度の高い暗い地域に増設するようにつとめること。
- (2) 会社、工場、住宅、団地等の周辺で、比較的暗い場所については、これらの管理人、所有者等に対し、屋外照明兼用の外燈を設置するようにつとめること。
- (3) 既設防犯燈で、比較的防犯上利用度の低いものについては、必要度の高い場所に移設する等の措置を講ずるようにつとめること。
- (4) 警らその他の勤務に際し、修理を要する防犯燈を発見したときは、管理者に連絡して、常に正常な維持管理につとめるようにつとめること。
- (5) 地区別に防犯燈の実数をは握し、台帳又は図面等に整理して、防犯施設の整備促進対策の資料として活用するようにつとめること。

(防犯ベルの設置促進)

第 37 条 防犯ベルは、侵入盗犯の予防と検挙について、効果的な施設であることに留意し、その設置の促進を図り、住民の自衛防犯体制の強化につとめるものとする。

る。

(防犯ベルの設置促進要領)

第 38 条 防犯ベルの設置推進にあたっては、おおむね次の各号により行なうものとする。

- (1) 一般家庭に対しては、防犯診断、現場防犯、防犯連絡、座談会等の機会に際して、設置を勧奨するのほか、防犯協力団体その他の組織を通じて指導啓発し、設置の気運の醸成につとめること。
- (2) 学校、ビル、銀行、会社、工場、事業場、商店等に対しては、管理者所有者その他の責任者に設置を勧奨するのほか、職域防犯座談会等の機会に際し、勧奨すること。
- (3) 防犯ベルの種類、経費、設置方法等については、具体的に電気業者と折衝し、これをもとに設置を勧奨するのほか、故障時には、直ちに修理できるよう、信用ある電気業者を施工者に選定すること。
- (4) 防犯ベルの設置促進にあたっては、強制にわたり、非難をうけることのないよう注意すること。

(防犯ベルの設置区分)

第 39 条 防犯ベルは、おおむね次の各号の区分にしたがい設置を勧奨するものとする。

- (1) 一般家庭に対しては、犯人の侵入に際し、自動的に機能が働く「戸締り用防犯ベル」を、また、2 戸以上でグループをつくり、家庭相互に連絡協力し合うための防犯ベルは「相互連絡用防犯ベル」とすること。
- (2) 学校、ビル、会社、銀行、倉庫等については、戸締り用防犯ベルとすること。

(非常通報装置の設置促進)

第 40 条 非常通報無線装置、盗難火災非常通報機（通称は「電話非常通報機」という。）又は有線非常通報装置は、銀行その他の金融機関及び重要公共施設等に対し、設置を促進するものとする。

(自動車防犯連絡燈の設置基準)

第 41 条 自動車防犯連絡燈は、次の各号の基準により設置を促進するものとする。

- (1) 色彩
グローブの表面は、乳白色で内面を赤色とし、ガラス又は合成樹脂類を用い、点燈時以外の外観は乳白色で点燈時赤色であること。
- (2) 大きさ及び形状
グローブの高さは、約 6 センチメートル、底辺の直径 7 センチメートルの半円型のもので、その下部に高さ 2 センチメートル、直径約 10 センチメートルのとりつけ台をつけたものであること。
- (3) 構造及び個数

6 ボルトないし 8 ボルト用 21 C P の白色電球を用い、点滅式とし、その回数は 1 分間 50 回ないし 60 回程度で約 500 メートル前方から確認できる光度のもの 1 個とするのほか、点燈時に乗客が光、音響等を感じできない装置であること。

(4) 設置場所

取り付ける場所は、自動車の屋根のおおむね中央部であること。

(5) 使用目的その他

防犯以外の目的に使用しないほか、点滅源は運転者が容易に操作できる装置であること。

(自動車防犯連絡燈の指導取扱い要領)

第 42 条 自動車防犯連絡燈の点滅を発見した場合は、すみやかに停車を命じ、職務質問を行なう等、適切な防犯措置を講ずるほか、乗客と運転者間において紛議をかもすことのないよう、その取扱い措置に十分留意しなければならない。

(自動車間仕切り装置の設置促進)

第 43 条 自動車間仕切り装置の設置については、タクシー営業者に対し、風防ガラス等の資材を用い、つとめて設置するよう促進するものとする。

(自動車間仕切り装置の指導要領)

第 44 条 自動車運転者に対しては、既設の自動車間仕切り装置等、防犯上必要と認められる装置を十分活用して、被害の防止を図るよう指導するものとする。

第 10 章 関係機関及び団体との提携

(防犯協会等との提携)

第 45 条 防犯協会その他地域職域防犯協力団体等との提携にあたっては、おおむね次の各号に留意して行なうものとする。

- (1) 組織体の普遍的かつ自主的な防犯体制の強化を図るようによること。
- (2) 職域防犯組織については、防犯協会と有機的連けいを図るようによること。
- (3) 下部組織体制の強化を図り、自主的防犯活動の促進を図るようによること。
- (4) 警察職員は、防犯協力団体等の役職員に就任しないこと。ただし、顧問、相談役等についてはこの限りでない。
- (5) 警察職員は、防犯協力団体の経理関係事務にいつさい関与しないこと。

(関係機関との連絡協調)

第 46 条 関係機関等とは、緊密な連絡協調を図り、防犯活動の目的が達成されるよう努めなければならない。

第 11 章 報告連絡

(署長の報告事項)

第 47 条 署長は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める期日又は方法により生活安全部長に報告するものとする。

- (1) 年間の防犯活動状況は、様式第 4 により、翌年 1 月 10 日まで。
- (2) 現場防犯実施結果は、様式第 5 により、そのつど。
- (3) 浮浪者の実態調査結果は、様式第 6 により、12 月末現在の状況を翌年 1 月 10 日まで。
- (4) 第 4 章の定めにより収集した特異な防犯資料は、そのつど。
- (5) 第 4 章の定めにより収集した毎月の性的犯罪の発生、検挙状況は、様式第 7 の 1～2 により、翌月 5 日まで。
- (6) 第 4 章の定めにより収集したひつたくり事件については様式第 8 により、略取誘かい事件については様式第 9 により、そのつど電話速報
- (7) 職域防犯団体その他防犯協力組織が結成されたときは、次の事項について電話によりそのつど。

ア 設立年月日

イ 職域団体名

ウ 事務所所在地

エ 支部を設置した場合は支部数

オ 代表者の住所、職業、氏名及び年齢

カ 役員数

キ 会員数

- (8) 浮浪者の凶悪犯罪事例、生活状況、転落事例、その他特異事例は、そのつど。
- (9) 重要特異事犯の発生に際しては、おおむね次によること。

ア 殺人、強盗、強かん、放火、重大な傷害事件、その他重要特異な犯罪、及び窃盗事件中特異性を有するもの又は社会的反響の大きいもの若しくは被害額 10 万円以上のものについては、文書管理総合システムによりそのつど。ただし、この報告は、「犯罪捜査規範実施細目（平成 15 年 4 月 1 日通達甲（副監・刑・総・指）第 6 号）」の第 23 条関係（主管部長への報告）の規定による報告又は第 30 条関係（事件手配）の事件手配をもつて代えるものとする。

イ 前アの事犯で発生と同時に犯人を検挙し、事件手配を行なわないものについては、書面により、そのつど。

- (10) 団地実態調査結果については、団地実態調査票により、及びその後における実態の変化又は重要特異事犯の発生については、電話により、そのつど。